

財務会計・人事給与システム更新業務
仕様書

令和8年8月

宍粟市

1. 基本事項

(1) 事業の概要と目的

現在、当市で稼働している財務会計システム及び人事給与システム（以下、業務システムという）が更新時期を迎えるため、新たな業務システムを調達し、更なる事務の効率化とコスト削減を実現するものである。

当市全体の事務効率を向上させるため、事務フローをペーパーレス化し、場所にとらわれずに事務ができる環境を整備する。

また、今回調達する業務システムは LGWAN-ASP を前提とし、カスタマイズを最小限に抑えて長期的な IT コストの抑制と安定したシステム運用を実現するものである。オンプレミス等で提案する場合は、メリット、デメリットを明記すること。

2. 全体仕様

(1) 業務名称

財務会計・人事給与システム更新業務

(2) 業務の範囲

本業務は、以下の業務を委託するものである。

- ① 財務会計及び関連システムの新システム構築と、既存システムからのデータ移行
人事給与及び関連システムの新システム構築と、既存システムからのデータ移行
- ② 人事給与システムについては、宍粟市と公立宍粟総合病院がそれぞれ異なる組織として利用する。データベースや入口を分断するなどして、相互にアクセスできないよう構築すること。
- ③ 研修業務
職員向け研修、マニュアルの提供業務

(3) 調達する業務システムの構成

構築システム・機能	仕様	システム化の業務範囲
財務会計システム	財務会計機能	予算編成、予算執行、予算管理、予算統計(※1)、歳入管理、歳出管理、出納管理、歳計現金管理、債権・債務者管理、決算管理、決算統計、源泉徴収管理、電子決裁 公金収納におけるeLTAXの活用 (※2)
財務関連システム	財務会計システムとの連携機能	起債管理、支払通知 (※3)

※1 当初予算データと補正予算データにより、決算統計と同等の分析資料が作成できること。

※2 公金収納における共通納税 IFS と財務会計システムのデータ連携（アップロードおよびダウンロード）、eLQR 付き納付書作成機能、等について期限内（令和 10 年 4 月開始）に対応すること。

※3 紙による支払い通知と、電子メールや Web 掲載による支払い通知を併用して利用できる

こと。

構築システム・機能	仕様	システム化の業務範囲
給与計算	例月・賞与計算機能	例月計算、時間外手当計算、賞与計算、社会保険料（厚生年金、健康保険、労働保険）計算、寒冷地手当計算、児童手当計算、給与改定差額処理、給与支給明細書印刷機能、給与明細等の電子交付、年末調整時の申告書の収集
	年末調整処理機能	例月、賞与、差額時での年末調整処理、給与支払報告書データ作成、源泉徴収票データ作成、基礎控除・配偶者控除・所得金額調整控除申告書作成
	予算処理機能	当初予算、補正予算、決算統計の資料作成
	実態調査処理機能	実態調査の 01, 02, 05, 12, 14, 15, 16, 19, 27, 28, 38, 39 表、個人別表、12 表の附表、15 表の附表（総務省 Excel）の出力機能、基幹統計調査データ作成機能
	職員情報管理機能	氏名・住所・所属・役職・諸控除・家族情報・口座等の情報管理、振込データ作成、人事情報システムからの連携機能
人事情報	職員情報管理機能	氏名・住所・所属・役職・諸控除・家族情報・口座等の情報管理、給与計算システムへの連携機能
	発令処理	定期昇給、特別昇給、昇格予定者抽出、異動、給与改定
	印刷処理	辞令書の印刷、発令書の印刷、人事台帳の印刷、各種一覧表の印刷

（４）動作環境

- ① クライアントパソコン及びプリンターは、LGWAN 接続系ネットワークに接続されている既存の機器を使用すること。

業務システムを利用するパソコンと通信回線は、次の仕様を基準とする

OS：Windows11 Pro、CPU：インテル Core i3-1315U、メモリー：16GB、ストレージ：SSD
C ドライブに 50GB 以上の空き、ディスプレイ：15.6 型ワイド（1920×1080 フル HD）、
無線 LAN：IEEE802.11ac、LGWAN 接続回線：50Mbps 帯域確保

- ② システムの利用は、以下の数量を想定しているため、パッケージやアプリケーション等のソフトウェアについて、必要となるライセンス数を準備すること。システムの稼働台

数は一定数の増設もあり得るものとする。システムの同時利用は提案するライセンス数を上限とし、同時利用できない機能については、企画提案書に明記すること。

③ 財務会計システムを利用する職員は 500 人とする。

支払い通知の件数については、次の数値を参考にする。

令和 7 年度中の支払通知の件数：5,726 件

令和 6 年度中の支払通知の件数：5,825 件

④ 人事給与システムに関しては、次の情報を適正に取り扱えること。宍粟市役所及び公立宍粟総合病院で事務を執り行う。宍粟市役所と公立宍粟総合病院のユーザー情報、データベース、パラメータ設定等は、ユーザー目線で分けて管理できること。宍粟市役所では日額・時間給職員の勤務実績や給与計算は、その職員が所属する課（係）で執り行う。システムに搭載する職員の数量は、次のとおりとする。数量は退職者を含む。

A) 宍粟市役所 人事課（システムを使用する職員数：7 人）

- ・正規職員：1,594 人

- ・月額等臨時職員：946 人

- ・時間給職員：月平均で約 200 人（システムを使用する職員数：80 人、約 25 の課で使用する）

B) 公立宍粟総合病院 総務課（システムを使用する職員数：4 人）

- ・正規職員：545 人

- ・月額、日額、時間給職員：222 人

- ・非常勤医師：329 人

(5) データセンター

①本業務システムはデータセンターに設置し、使用する回線は LGWAN を原則とする。

②前述の回線については、何れもシステムがストレスなく稼動する接続環境を整えること。

③データセンターは、本業務の受託事業者が確保すること。

(6) セキュリティ要件

①セキュリティ教育

本事業にあたり、本事業に係る社員に対しては、個人情報の取り扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。

②ウイルス対策

クライアントパソコンは既存のウイルス対策ソフト（トレンドマイクロ社の Apex One）を使用するものとする。また、データセンター設備については、受託業者においてウイルス対策を講じること。そのパターンファイルは常に最新の状態を保持すること。

③職員（部署）認証

職員（部署）認証、アクセス権限の設定を可能とし、アクセスログの管理ができること。

3. 事業実施期間

(1) 想定スケジュール

構築期間・・・契約日から各システムの本稼働日前日まで

本稼働予定時期	
財務会計	新システムは令和9年9月1日から稼働し、令和10年度予算入力を行う。 新システムを使った予算執行は、令和10年度当初予算から行う。
給与計算	新システムは、令和10年1月からの稼働を想定しているが、 詳細については、市と受託事業者で協議する。
人事情報	新システムは、令和10年1月からの稼働を想定しているが、 詳細については、市と受託事業者で協議する。
その他	その他システムについては、市と受託事業者で協議する。

※この構築期間における諸費用は、本業務に含まれるものとする。

システム構築期間は、契約締結時から上記各システム運用開始までとする。受託事業者は、この期間においてシステムの設計、開発、データ移行等を行い、システムの本稼働を可能とすること。また、安全かつ確実にシステム移行ができるようなスケジュール案を提示するとともに、テストや操作研修などについても十分な時間的配慮を行うこと。

4. システム構築

システム機能要件は別紙のとおりとする。システムごとの機能要件書に回答すること。

(1) システム連携要件

各業務共通で使用するデータは一元管理でき、各業務間のデータ連携が可能なものとする。また、以下に記載する外部システムとの連携ができること。

- ・指定金融機関等への口座振込み支払データ出力機能
- ・総務省電子調査票システムへの決算統計データ出力機能
- ・給与システムからの支払データ取込機能（給与伝票の自動化）
- ・公金収納に係る共通納税 IFS とのデータ連携（アップロードおよびダウンロード）
- ・財務会計システムの予算科目や事業コードは、人事給与システムと共通であることが好ましい。別に管理する場合は、変更内容を自動反映させたり、修正ツールを提供したりする等、事務の負担軽減を提案すること。

5. データ移行

現行システムのデータを新システムへ移行するために必要なデータおよびレイアウト等は、当市から提供する。受託事業者は当該データを基に、新システムを構築すること。

① 共通

- ・職員、所属、職位情報等のユーザー情報（各システム統一の基盤が好ましい）

② 財務会計システム

- ・令和9年度当初予算データ（積算データ・査定データ含む）

- ・債権者データ及び付随する銀行マスタ等

※ 上記以外のデータ移行については提案の範囲とし、優良な提案があれば加点する。

既存システムは平成 27 年度当初予算要求から利用している。

令和 4 年度からの支払い事務は、電子決裁と紙決裁が混在することに注意すること。

- ・起債管理データ（起債データ及び償還データ）

③ 人事給与システム

- ・共通

給料表情報、職員基本情報、所属情報、採用履歴、氏名履歴、住所履歴、所属履歴、職名履歴、扶養親族履歴、昇給履歴、発令文履歴

※ 既存システムが保持する全てのデータを移行すること。

- ・人事

発令文履歴、学歴、職歴、資格履歴

※ 既存システムが保持する全てのデータを移行すること。

- ・給与

支出科目、振込口座、管理職手当、住居手当、扶養手当、給料の調整額、地域手当、通勤手当、初任給調整手当、特殊勤務手当月額、単身赴任手当、給料カット、管理職カット、期末手当、勤勉手当、年間勤務時間数情報、期別控除情報、住民税情報、共済標準報酬算定情報、社会保険算定結果情報

※ 給与等に関しては令和 9 年 1 月以降のデータを移行し、修正できるようにすること。

これ以前のデータの移行は提案の範囲とし、審査の対象とする。

※ 令和 9 年分の年末調整と差額支給（給与改定の遡及適用に伴う差額の追給）の処理を新システムで実施し、当市が現行システムで実施する年末調整と差額支給の結果と突合して差異を検証し、令和 9 年分の給与等及び給与支払報告書の修正が新システムで出来るようにすること。

※ 令和 9 年分の差額支給がある場合、令和 10 年に支払う可能性があることを考慮して令和 10 年末の年末調整が新システムで行えるようにすること。

※ 令和 5 年 1 月以降のデータを閲覧できる環境を用意すること。

6. 運用保守

(1) システム運用

受託事業者は、システム運用期間において本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。保守契約については、本業務完後に、別途契約することとする。

- ① 提供するシステムは、原則 24 時間 365 日稼働することができること。ただし、基本稼働時間は、本市の開庁日にあわせて平日 8 時 30 分から 17 時 15 分とする。
- ② パッケージシステムのバージョンアップ等のシステム保守作業は、システムの運用に支障のないよう本市と協議の上、実施すること。
- ③ データセンターで必要となる性能・容量について、処理能力や保存容量の不足などが生じた場合は、柔軟に拡張できること。

- ④ 使用者にストレスを与えず業務に支障のないレスポンスを提供すること。
- ⑤ 性能及び品質が満たされない事象が発生した場合は、速やかに本市へ報告し、協力的かつ速やかに問題の解決を行うこと。
- ⑥ 業務主管課からシステムに関する問い合わせ受け付けるためのサポートデスクを用意し、障害等や通常業務対応に係る一次受付窓口を設けること。
- ⑦ 障害発生時は、受託事業者が窓口となり、障害の原因を特定し復旧作業を実施すること。

(2) システム保守

- ① ソフトウェア保守について、設定変更など軽微なものは保守契約の範囲内で対応すること。ただし、新しい制度の対応など大きなプログラム改修が必要な場合は、この限りではない。
- ① 操作研修及びマニュアル整備について、職員が戸惑うことなくシステム運用を行うため、研修を実施すること。さらに、人事異動により新たに担当となった職員への研修等を、本市からの要請によりシステム運用期間も継続して実施すること。なお、システムの操作研修会場は本市で用意する。
- ② システムの操作方法等を解説したマニュアル（オンラインマニュアルが好ましい）を提供すること。なお、法制度改正やシステムのバージョンアップを行った場合は、変更点の操作マニュアルを提供すること。

7. その他特記事項について

仕様書に示した要件以外で、特に有効と思われる仕様・機能があれば提案すること。

8. 成果物

本業務における成果物は、受託事業者が作成し、本市に提出すること。なお、成果物の内容については、以下のとおりとする。

成果物		成果物の内容
完成図書	設計、要件定義、作業記録	システムの適合設計、データ移行、研修及びマニュアル整備、運用保守までを対象とした計画書。体制・スケジュール関連等
その他	議事録・課題整理表	全体進捗管理会議、システム打ち合わせ等の議事録、Q&A 一覧表

9. 秘密保持

本市から知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本システムの提案、契約、構築、運用の目的以外に使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置をとること。